

飯塚市こどもの居場所づくり推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が飯塚市内で実施されているこどもの居場所づくり事業への助成を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成の対象事業は、こどもの居場所づくりを目的とするものであって、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 食事の提供（必須事業）
- (2) 宿題や学習支援（任意事業）
- (3) レクリエーション活動や休息できる場の提供（任意事業）
- (4) その他こどもの健全な育成に寄与するために必要な事業（任意事業）

(助成事業の対象者)

第3条 助成事業の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動実施拠点を市内に有し、市内において活動を行う団体であること。
- (2) 構成員のうち半数以上が満18歳以上であること。
- (3) 組織運営に関する規約、会則等を有していること。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動をする団体でないこと。
- (5) 法令等に違反する活動をしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(助成事業の対象経費及び助成金の額)

第4条 助成事業の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び助成金の額は、次のとおりとする。

対象経費	助成金の額
会場使用料、食材費、消耗品費、交通費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告費、委託費、保険料、負担金、その他活動実施に必要な経費	開催1回につき1万円以内とし、年間10万円以内とする。助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、県、市等の地方公共団体、民間団体等からの補助金やその他これに準ずるもの、助成金、寄付金その他の収入(以下「その他助成金等」という。)があり、

当該その他助成金等を充てた額については、その額を除いたものを対象経費とする。

(助成事業の申請)

第6条 助成事業を申請しようとする団体は、様式1の申請書に、次に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 募集チラシ
- (2) 申請団体の規約及び役員名簿
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の決定)

第7条 本会会長は、前条に基づく申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否決定を行い、申請者に対し様式2により交付決定通知を行うものとする。

(助成事業の条件等)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

- 2 食事の提供のほか、任意事業である学習面での支援、宿題やレクリエーション活動の場の提供等、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- 3 運営上知り得た利用者の情報は漏らさないこと。ただし、支援を必要とする子ども又は保護者については、飯塚市と情報共有を図ること。
- 4 宗教的活動又は政治的活動をしないこと。
- 5 前2項の規定に違反した場合、本会会長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業完了の日から30日を経過した日又は助成金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式3の請求書に、次に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式3)
- (2) 収支決算書
- (3) その他本会会長が必要と認める書類

(助成金交付の取消及び助成金の返還)

第10条 本会会長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合

(2) 当該事業を遂行することが困難と認めた場合

2 本会会長は、前項の規定により助成金の交付決定の取り消しを行った場合には、支払った助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(書類の整備保存)

第11条 助成金の交付決定者は、当該事業の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その収支を証明する証拠書類を当該事業終了後5年間整備保管するものとする。

2 助成金を受けた団体は、本会から前項の証拠書類の提出を求められた場合には、これを提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、本会会長が別途定める。

附則

この要綱は令和7年12月1日から施行する。